

平成24年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第2号

平成24年6月7日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	藤崎宏明君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	吉藤稔君
市長公室長	川尻芳弘君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小貫成一君	教育部長	小松崎延明君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	貝塚成人君
保健福祉部長	鈴木弘君	農業委員会事務局長	塚本茂君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 栗山千勝 議員
- (2) 古橋智樹 議員
- (3) 山内庄兵衛 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 栗山千勝 議員
- (2) 古橋智樹 議員
- (3) 山内庄兵衛 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	栗山千勝	1. 市民が安心・安全に生活できる放射線への対策について
		2. 職員教育について
		3. 宍倉出張所の解体について
(2)	古橋智樹	1. 医療費無料の独自追加による国補助の減額について
		2. 人件費削減による国補助減額算定について
		3. リコールで混乱を招く損失と責任について
		4. 地域復興・活性対応の言語明瞭意思不明について
(3)	山内庄兵衛	1. 石岡地方斎場について
		2. 学校の統廃合について
		3. 水道料金について
		4. 放射線対策について
		5. 防災無線について

開 議 午前10時00分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

傍聴人の方々に申し上げます。会議において、傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてたずね場です。

したがって、法令等を遵守いただくことを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、より簡明な答弁をなされることを求めます。

ここで、暫時休憩について確認の意味でご説明申し上げます。あわせて、今後の暫時休憩に対する対応についてお願い申し上げます。

暫時休憩は、会議規則第11条に規定され、議長は、議事整理権に基づき、必要があると認めるときは、原則としていつでも休憩を宣言する権限を有しております。

また、議会側として暫時休憩の理由の主なものは、食事のため、議会運営委員会を開くため、常任委員会を開催するためなどであります。

一方、執行部としての暫時休憩の理由の主なものは、説明員が答弁に窮した場合、調査のため、答弁調整のため、さらには説明員の出席や資料の提出を待つためなどであります。このため、これまでの暫時休憩は執行部の理由による場合が多く、当日の日程どおり、効率的な議事運営を進めるため処置しているのが現状でありました。つまり、議事を休憩し休んでいるのではなく、主に答弁調整や資料提出のための時間ということでもありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

今回、試行的に本会議中心主義の議会運営に移行したことにより、これまで以上の円滑な議事進行が必要となっております。特に議案質疑については、執行部におかれましては、みずから提案していることを再確認していただき、議員からのさまざまな質疑に対し、速やかに答弁できるような事前準備をしていただくよう改めてお願い申し上げます。

あわせて、これまでの答弁調整のための暫時休憩は、効率的な議事運営という観点から、議長としての配慮により行ってまいりましたが、暫時休憩が多いとの意見もあることから、答弁調整のため暫時休憩を求める際は、必ず説明員から休憩を求める旨の発言を徹底されることを求めます。

それでは、早速、議事に入ります。

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

続いて、発言を許します。

5番、古橋智樹君。

[5番 古橋智樹君登壇]

○5番（古橋智樹君）

一般質問に先立ちまして、一言申し上げます。

けさほど地元の県会議員から留守電がございまして、あなたの看板、逆西にある看板が切られているから、警察に届けたほうがいいよということで、いよいよこういう情勢になってきたのかなということでございます。

今回、中継が入っているということで、もし看板を切られた方がいらっしゃいましたら、ぜひ、かすみがうら市にどのようなまちづくりが必要かということで、ご自身で一度お考えいただいて、それが、おのずと職員の給与削減や医療費の無料化だけではないということが気づいていただけたらと思いますので、ぜひこの機会に、そういうふうにも一度、ご一考いただければと、僭越ですが、一言申し添えさせていただきます。

平成24年第2回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

宮嶋市長いわく、重要議案の一つとして、中学生以下医療費無料化議案を掲げておられますが、その提案を賛成なのか反対なのかと言われれば、私は、特別委員会の委員長ではございますけれども、その委員長ではなく一議員の立場から言わせていただければ反対でございます。

その理由は、優先すべきではない過剰サービスのためであります。市長、あなたが、議会の否決を非難している財源がないというのは、改めて申し上げますと、かすみがうら市として、ほかに優先すべき需要があり、現行の医療福祉サービスから拡大に組みかえる財源はないということです。ほかに優先すべき事項は、私が説明することもなく、放射線の影響やこの円高不況に応じた対策でございます。

市民は、これまで医療費無料でなくても、市民の皆さん、応分の負担はできてきたわけでございます。無料でなくとも病院にかかることができているのであります。そういった日本の社会制度でございます。無料などという緊迫した選挙のえさを利用する政治家が、最も私は無責任であろうと考えるものであります。

そして、今や例を挙げますと、生活保護の不正受給を初め、今や過剰な社会保障サービスのひずみがようやく国民目線で着目されてきたわけでございます。

さて、今回は、国の補助として当市は、地方交付税を一般会計150億の4分の1、38億円も受けている地方自治体であるかすみがうら市が単独で医療費無料の過剰サービスを行うことにより、国の補助も必要以上の過剰な供給ができるのならば、さらにはもう一点、人件費も削ることができるのならば、国は、それら状況から補助する必要がないということは、皆さん、だれしもがわかる原則でございまして、これに基づき私は質問するものであります。

また、この医療福祉制度のもう一つの論点といたしまして、外来自己負担金の助成というものが、国の国庫負担の法定の調整として、過剰サービスだから妊産婦を除き廃止するならば、先般の特別委員会の試算額における外来自己負担金助成の廃止額、およそ2400万円、その2400万円に加えて、法定の給付費調整率、7%から14%内の補助復活額が締めて2400万プラス数百万という形で、今回、市長の提案の予算の組み替える手法であると私は考えております。

さらに、医学的根拠からいたしますと、現制度は9歳まで外来自己負担助成金で手厚くしているということでございますが、これは理にかなっているのであります。皆さんもお聞きになったことがあるかとは存じますが、10歳の壁として、子どもが成長する中で、学習能力のこの10歳における壁が問題としてありますが、これに、この学習能力の発達にあわせて、10歳を境として、子どもの健康な発達を担保する意味でも、外来自己負担助成の廃止は、財政の都合だけで決めるべきことではないのであります。

さらに、論点と加えまして、この重要議案とする中学生以下医療費無料化の無駄な部分として私は指摘させていただきます。

それは、国の所得税の医療費還付制度とかすみがうら市の住民税の医療費等控除の制度とこの中学生以下医療費無料化はダブリがございます。まず、所得制限撤廃として提案されておりますが、これを国の施策で例えさせていただきますと、先般の民主党による子ども手当の所得が無制限で、対象者にはすべて手当を支給していたわけですが、この財源を民主党は確保したことにより、ほかのサービスが、弊害が出たわけでございます。公平にできなくなったわけでございます。それは、さらに民主党が高校の授業料無償化もございました。これらにより、小・中学

校の校舎耐震化、こちらの予算が、さきの民主党の事業に予算をシフトしたため、耐震化がおくれているという実態がございます。

そのことから、当市の今回の医療費無料化の提案を着目してまいりますと、所得制限を撤廃したために、所得のある方、具体的に申し上げるならば、源泉租税を十分納められている方が、これら制度をよく把握せず、もし当市の医療費無料化を利用した場合に、1月から行われます確定申告の際に、世帯、家族の合算として医療費の中に従来であれば組み込むわけですが、この中学生以下の無料化を利用したならばその合算に加わらないのであります。

そして、最終的には所得税から医療費は還付されないということもあり得るわけでございます。

さらには、従来、さきの市民が国税で医療費還付を受けるところが市の税金から医療費を出費してしまう。本来、国の所得税の還付を受けるところが、当市の持ち出しで医療費のサービスを受けてしまう、これは、どう考えても宮嶋市長が掲げられる行財政改革の中の取り組みなのでしようか。

さらに、その所得の比較のある市民にとっては、翌年の市民税の医療費控除が受けられるという可能性が低下してしまいます。それにより、市にとっては、現物給付の負担がふえてしまうということになり、市長の言う市民の負担軽減という、かつ、行財政改革の両面で後退することになると考えられるのであります。

子ども手当が、今年度4月から新たに児童手当として、再度、所得制限が設けられたように、所得のある方にまで医療費無料化を適用することも我々は十分検討しなければなりません。

しかしながら、この医療福祉制度の予算の組み替えだけで、我が市の将来を重要議案として諮っていただきたくないなのであります。

冒頭に申し上げた地方交付税という国の補助に恩恵を受けるかすみがうら市は、財政における法定の財政需要として、土木、消防、教育、産業経済等々の各項目の、各单位項目のバランスを図り、当市の可能な限りの交付限度額まで組み立てる宮嶋市長の責任がございます。

また、全国における市長会や町村会が国に要望しております市町村単独医療費助成の減額措置の廃止については、国の財政を憂慮すれば検討すべきものでありますが、将来を担う子どもたちの10歳の壁という問題に対しては、外来自己負担助成を継続するために国が直接取り組むべきと十分考えられるものでございます。

円高不況やデフレ、さらには大震災や放射線問題が加わった中で、この医療福祉制度が市長選挙の公約だからといって、子どもの医療無料という看板を見て、他市から転入してくるような方の中には、保護者の財布の負担が少々軽くなるだろうという、そのようにお考えになる方、さらにはこの制度が経済的な効果として、病院の需要がふえる、これらが、少子化対策だ、活性化対策だ、これらで中長期的な展望が持てるのではないかという考えは、私からすれば、非常に安直な根拠であろうと思ひ、到底、重要議案としては認めたくないわけでございます。

また一方、我々としても、市長選挙の公約とならば優先順位を決してびりにするというではありません。しかしながら、この厳しい現状だからこそ復興のために税循環を、そして中長期的には採算性の図れる事業を優先しなければならないのであります。

そして、続いて、宮嶋市長いわく、重要議案の職員給与削減についてであります。

改めて市長から提案された7月以降、今年度内3%から5%という削減率で提案をなさってお

りますが、さらには宮嶋市長を支持する議員の皆さんの勧めもあり譲歩したとのことですが、これまで2億4000万の削減目標をおおよそ半分以下とするのでしょうか。財政健全化、医療福祉の財源、今年度の歳入欠陥と理由も二転三転し、一体、宮嶋市長、何のために削減を求めているのか、さらに提案目的がぶれて、理由のあいまいさがさらにあらわれた今回の提案であります。

今回も、唯一伺えることは、職員との労使交渉の合意も取りつけることなく、トップダウンで市長の権限を誇示した宮嶋市長、あなた自身のメンツのためだけに下げるということではないのでしょうか。

また、市長選挙から訴えてきたかすみがうら市の財政破綻がしっかりと証明できるのならば、議会の同意も職員の同意もございましょう。しかしながら、この長引く景気の低迷において、公務員の身分保障、市長がおっしゃる既得権益、これらに対するバッシングで市民の支持を取りつけようとする私からすれば冷酷な手段から、宮嶋市長の資格を疑わざるを得ないのであります。

職員の給与を削るばかりが先行し、毎年1億円ずつもふえ続ける当市の国民健康保険会計、これに充てる、さらには景気の悪い時代に汗水垂らした市民の血税をサービス過剰で医療費無料と無節操に充てる、これらつけ焼き刃の人気取りをねらう施策が市の将来に何となるのか、これが議会で否決され続けてきた理由でもあります。

そこで、今回、改めて財政の技術的な部分を尋ねるものであります。今国会における復興財源に充てる国家公務員の7.8%の給与削減に倣うという当市の削減案が、さきに述べた地方交付税算定において必要経費としてどのように影響があるのか、お尋ねするものです。

そして、ことしの3月以降、議会リコール騒ぎを起こしている張本人として、市長として、責任という言葉をどのように考えているのか、これだけの騒ぎ、醜聞から当市がどのような損失になっているのかととらえているのか。

例を挙げるならば、家族会議で反対され、否決された宮嶋市長は、その家族をリコールされるのでしょうか。社内会議で社長が従業員に反対されて否決された宮嶋市長は、その従業員をリコールするのですか。何のために賛成と反対というものがあるのでしょうか。市長、あなたは、かつて霞ヶ浦庁舎建設を住民の立場で反対し、賛成した我々議会の議員を権力の横暴だとのぼり旗までつくったのは何だったんですか。

出島村長で、出島村長選挙で村長2期目を目指したが、市民に多くの反対票を投じられたのは何だったのですか。これだけリコールで無用な騒ぎを起こし、市外からよい評価があると本気でお考えになるのですか。リコールが市民にとって積極的な活動であると本気に考えていられるのでしょうか。

さらには、これまでの施政方針において、地域活性の意思として肝いりで取り組んだ東京都板橋区の出店における失敗から今年度予算を実行し、今後、どのように地域活性をねらい、取り組む意思があるのか、改めて問うものであります。

当市発注のシルバー人材センターの仕事を切り、複数年契約で一括管理をさせた業者が、植栽管理を十分できず、植木を枯らしてしまったことが民間事業者による能率的な向上であるのですか。さらに、その植木を枯らした業者が、予算を増額させて、当市の運動公園の一括管理をさせることが地域の活性化なののでしょうか、改めてお尋ねします。

第1点目として、医療費無料の独自追加による国補助の減額について、社会保障の独自施策追

加の費用対税収効果、地方交付税等の減額算定について市の考えを伺います。

2点目として、人件費削減による国補助減額算定について、人件費削減による地方交付税等の減額の考えを伺います。

第3点目といたしまして、リコールで混乱を招く損失と責任について、市長がリコールを先導していることによる損失と責任の所在についてお尋ねします。

4点目として、地域復興・活性対応の言語明瞭、意思不明について、地域の復興と活性については、発言があるものの、選挙公約の固執で、計画と実行が、棚上げ、不明となっているが、改めて雇用対策など市長の意思をお尋ねします。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

古橋議員の質問にお答えいたします。

1点目、医療費無料の独自追加による国補助の減額については、市民部長及び市長公室長からの答弁とさせていただきます。

2点目、人件費削減による国補助減額算定については、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

3点目のリコールで混乱を招く損失と責任についてお答えいたします。

市民の権利であるリコールは、市民の意思を示す大切な制度であり、市民が意思表示することに対し、市の損失や責任の所在はどの質問はそぐわないと考えております。

4点目の地域の復興と活性化についてお答えいたします。

地域振興の活性化は、本市で働き、本市で生活を営まれることが前提であり、雇用対策は重要な政策であることから、市内の企業や新たに誘致する企業に対して、積極的な市民の声を促すため、就業の環境整備を整えております。

具体的には、条例による設備投資や雇用の助成、さらに固定資産税の免除など、優遇措置を設け、県と連携を図りながら、情報を広く発信し、企業誘致及び雇用の促進に努めており、ある程度の成果が上がったものと考えております。

また、雇用の安定化を図るため、市内の中小企業に対し、経営の合理化と近代化への意欲を促進するよう、経営診断や経営指導などの活動を行っている商工会への支援は継続してまいりたいと考えております。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

○市民部長（根本光男君）

1点目の医療費無料の独自追加による国補助の減額についてお答えいたします。

国や県におきましては、市単独事業として医療費無料化を行った場合、一定の波及効果から医

療費の増加が考えられるため、その単独事業影響分を国民健康保険特別会計における医療給付費等負担金及び調整交付金等の算定上、調整することで、減額の対象となるものであります。

減額部分につきましては、一般会計から医療福祉費波及分としまして繰り入れ補てんすることで、国民健康保険特別会計の収支が保たれることになるものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

○市長公室長（川尻芳弘君）

1点目の医療費無料の独自追加での地方交付税の算定についてお答えいたします。

このようなケース、いわゆる普通交付税で算定されない単独事業におきましては、特別交付税において、特殊財政需要額に積み上げることとなります。しかし、需要額の報告額がそのまま特別交付税となることはありませんが、ある程度は反映されているものと考えられます。

現段階で、医療費を無料にすることによって、地方交付税が減額となることはありません。

2点目の人件費削減によって地方交付税が減額されるかという点についてお答えいたします。

地方交付税の算定において、人件費については、単位費用として1人当たりの額が決まっておりますので、人件費のうちの特に職員の俸給の上限に左右されるものではございません。

それから、国家公務員の給与の関係でご質問いただきましたけれども、確かに平成24年2月12日、産経新聞等におきまして、政府が、8.03%の国家公務員の給与削減にあわせ、地方公務員にも同程度の削減を促すために、自治体の給与財源にもなっている地方交付税は減額する方針を固めたとの報道がありましたが、どのような措置で減額するとか、今の段階では示されておりませんので、今の段階で影響はございません。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、医療費の無料化について2回目の質問でお尋ねします。

改めて、確認の意味でお尋ねするものですが、この医療費無料化の財源、これは、相変わらず、職員の給与削減を充てるということで間違いないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

医療費の財源につきまして、すべての歳出の項目について、例えばこの道路については、一般財源の負担分については、どこの費用を持ってくるか、いわゆる歳出についての色はついておりませんので、歳出歳入がバランスしていれば、それで、トータルで財源と費用と、こういうことになるわけでありまして、要するに色がついていないということですから、これがこれということはないわけです。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今、市長がおっしゃるとおりでございますけれども、市長は、市民にアピールするときは、職員の給与を医療福祉に充てるということで、便宜上そのようにご自身の効率的なPR方法としてお使いになっておりますけれども、実際は、今、宮嶋市長がおっしゃったとおりでございます、当市には、さまざまな財源がある程度は残っており、さきの繰越金や復興基金の積立、そういった現金をもとに、さまざまな社会保障制度から土木事業費、教育といろいろ資金繰りを行って行くわけでございます。

そこで、先ほど1回目の質問でお尋ねさせていただいたんですが、今回の外来自己負担助成、これを小学校4年生から中学生までの所得制限なしという医療費に充てるということでもありますけれども、先ほど申し上げたおよそ外来自己負担金、妊婦の方を除いた金額2400万、それに、先ほど市民部長から答弁をいただきましたが、医療給付費の国庫負担の調整の変動、これを合わせますと、ざっくりとして、2500万、600万というような向きでございましょうか、その財源を実質、余分なお金を追加させることなく、現行の医療制度の組みかえをする、そういう場合に、特別委員会の中でシミュレーションしているのですが、所得制限を設けて、中学3年生まで対象者を伸ばす、さらにもう一つ、対象は小学6年生までとして完全無料にする、こういった選択肢も、今、特別委員会の中にあるわけでございます。

今、市長にとっては、今、申し上げたような提案というのは、全く考える余地はないのですか、お尋ねいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

はい、ありません。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長が、以前、3月の定例会中であったかと思いますが、議長のご自宅や私のご自宅にわざわざお一人で訪問して、その当時は、元職員の議員をリコールしたいということで、いろいろ画策されていたようでございますけれども、そのときに私の応接間のほうでお話ししたときに、もし賛成いただけるのならば、私が先ほど申し上げたような所得制限、さらには確定申告における医療費の還付等と、そういった制度のすり合わせを検討してもいいんだ、そういうお話はいただいたんですが、今はそういう気持ちは毛頭ないということでございましょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

古橋議員のお宅に伺ってそういうお話をしたかどうか、ちょっと定かではありませんが、今は、全くそういうあれはございません。提案している内容でご検討いただければよいかと思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長も、議会をリコールするんだとこれだけ訴えられては、なかなかお立場的にも軌道修正するということはおぼれてしまいますので、せめて今回の職員給与の3%から5%の給与削減ということにとどめたいのでありましょう。

私は、先ほど申し上げたとおり、当市の持ち出し、それと国の所得税から還付を受けられる、これは、市長の行財政改革の中で、私は、どう考えたって、なるべく市の持ち出しは少なく済む選択をお選びになると思うんですけども、そのような実態があっても、市長は、当市が自腹を切って、所得無制限でサービスを無料として市民に提供したいというお考えですか、お尋ねいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

所得制限を新たに設けるという考えは全くございません。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

せっかく私が、ここで医療費福祉制度に反対した議員の意見をまとめてここで質問しているわけではございませんけれども、その11分の1として、ひとつご提案申し上げても、市長はこの正式な本会議の中でも話し合いをするつもりがない。まるで、市長がお嘆きになっている職員組合との交渉、全く同じ、私も嘆くばかりでございます。

市長、市長は、市民、有権者の半分の支持を得て市長になられたわけでございます。そういった経過も踏まえて、そこで肩を張り過ぎることなく、いま一度、かすみがうら市の将来のために、こういった正式な場で、考え方を歩み寄るという姿勢は、持つつもりは毛頭ないんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

議会の方の小6までに縮小してはどうかというご提言ではありますが、私は、小6までに縮小して議会を通していただきたいということではなくて、あくまでも土浦と同様に、中学3年生までの医療費の無料化を実現したいと、こういうふうに思っております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長が、そのかたくなにこだわるとともに、土浦に倣うという、土浦と当市は、私が言うまでもなく、全然、産業の積み重ねが違うわけでございまして、行政界の大きさは同じくらいかもしれませんが、人口も全然違う、財政力も培ってきたものが違う、そういったところに、何も背伸びをして、制度を合わせるということではなくて、もっとかすみがうら市に合った住民サ

ービスというものが、私は、もっと落ちついてゆっくりお考えいただければあるものと申し上げておきたいというところでございます。

市長の先ほどからの答弁の意思を伺いますと、ここですぐさま考え方をもう一度検討してみようというのは、なかなか難しいのかなと察するところでございますので、ほかの件についてお尋ねするものです。

先日の全員協議会で、健康増進計画書、これが保健福祉部のほうから配布されました。こちらにつきましても、本来ならば、日付は24年の3月、前年度末で、後期基本計画とともに本来は提出して、予算の根拠などと一緒に効率的な説明をいただくものでありましたが、その健康増進計画書、市民にとっては非常に大事なものでありますが、そのようなこの6月に至って、3カ月おくれの提出、さらには市長が掲げられておられる医療費無料化と特段の整合性は見受けられませんでしたし、説明もございませんでした。

こちらから説明の省略を話した経過もございませけれども、私は、こういう健康増進計画書、ここに立派に、市長は、選挙公約の中3以下医療費無料化、これを組み込んで、我々議会に説明するのが道理であろうというふうに私は思ったわけでございまして、ほかの議員も同様に多くの方が思ったものと察する次第であります。

なぜこの健康増進計画書、そんな縦割りな、一つも効率的な説明もなく、ただ単に配布、総合計画との一体性のアピールもなし、市長が看板に掲げられているものだけでも、私は、十分その計画書に組み入れて説明すべきであったと思うのですが、なぜそれができなかったのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

今の健康増進計画のほう、議会のほうにご説明する点、昨年度末にできているにもかかわらず、6月になってしまって、この点につきまして、おわびさせていただきます。

昨年度中に発注して、いろいろアンケート等、中身についていろいろ作成しまして、その中で、どちらかといいますと、健康増進課を中心としまして、生活習慣病、こっちのほうの改善ということを中心にした計画書ということになっておりまして、医療福祉のほうとちょっと関連したものはございませんが、総合計画のほうに関しまして、多少、整合性がとれていないところがある、漏れているところがあるということであればおわびしたいと思います。

本当に、提出のほう、議会のほうに、もっと早目に、提出すべき、ご説明すべきものだというふうに今は反省しているところでございます。

申しわけございませんでした。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、今の市長と鈴木部長の答弁からして、いかに選挙のエゴだけであるということが証明されたのかなと申し上げておきたいと存じます。

また、この医療福祉制度、本当に市長が重要議案と掲げられるのであれば、もっと医学的根拠、

1回目の質問で申し上げたとおり、子どもの発育として、10歳が一つの通過点であるという点を踏まえて、今の現状の外来自己負担助成について、財政的な都合だけでなく、健康増進課でもいい、企画でもいい、そういったところで、特命で検証させる、私は、本当に市長が重要議案とするならば、こういった医学的根拠も大事にしていきたいというふうに思う次第でございます。

また、今回、この医療費無料の独自追加ということで、先ほども市長会や町村会の例をご説明申し上げましたが、さきの特別委員会においても佐藤議員が、国会の共産党の高橋衆議院議員でしょうか、いろいろ厚生労働委員会の中において、何代にもわたっての厚労大臣に、ここまで無料ということに取り組んでいる市町村が多くなっているからには、この減額調整を廃止してはどうかということを繰り返し訴えられているようですけれども、各大臣の答弁は同じで、財政が十分確保できるならば実施したいけれども、やむを得ない措置だということで、答弁が国会の委員会の議事録に記載されてございます。

当市にとっては、国民健康保険、さらには介護保険、これらの会計、各おおむね1億円ずつ毎年ふえている。もう当市発足以来こういう状況です、毎年1億円ずつです。今後、どうしても必要な経費、これが当市の財政を確保する上で非常に重要だというふうに考える次第なんです。そういったところに、市長が選挙公約で掲げられておりますけれども、そこで現予算をさらに追加して、制度を拡大するのではなく、市長が、いろいろな根拠に基づいて、マル福の医療制度を組み立てて、本来、市長が充てたかった中3までの所得無制限の予算は、そういった国民健康保険や介護保険、各1億円ずつふえている、こういうものに備える、基金に備える、こういうものが本筋ではなかろうかと申し上げておきます。

市長も、ここまで、中学生以下の無料に、医療費の無料に固執されておりますので、最終的には市民の皆様にお選びいただくことであろうと私は思う次第であります。

これをごらんになっている市民の皆様には、今、私が申し上げた実態をよくご理解いただいて、かすみがうら市のあるべき、歩むべき道を選んでいただきたいというふうに思う次第でございます。

続いて、職員給与の削減についてお尋ねいたします。

先ほどの市長公室長の答弁においては、大きな変動はないという答弁であったというふうに、私は理解いたしました。しかしながら、ここ数年の厳しい財政状況の中で、地方分権以後、各市町村は、厳しい経済状況の中でおのおの努力されており、国もその努力に対して交付税措置をしようという制度があったかと思えます。こちらにつきましては、頑張る地方応援プログラムという名前だったかと存じますけれども、2007年あたりだったでございましょうか、そのあたりからの当市がこれまで取り組んできた行財政の財政単位として評価されたというものは、どれぐらい実績として地方交付税に反映されているのか、ご説明いただけますでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

地方交付税の中で、普通交付税と特別交付税がございますけれども、地方交付税につきましては、決算額とか予算額とか、そういった数字は一切使っておりません。国等で示された基準に基づいて、基準財政需要額、基準財政収入額をはじいて、計算して入ってくるのが普通交付税に

なります。

それから、特別交付税につきましては、例えば災害とか、特殊な事情があったときに交付されると。今回の医療給付事業、一般単独事業についても特別交付税の請求項目には該当すると。ただし、私たち地方から特別交付税の請求をするに当たり、項目で積み上げて請求はするんですけども、答えというのが、これは幾らです、これは幾らですというように返ってくるものではございません。特別交付税は幾らというふうに返ってきますので、請求の中で、先ほど申しましたように、金額が幾ら入っているとはわかりませんが、入っていると思われるというふうにご答えたのが先ほどの答弁でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

市長公室長、請求する前には幾つもの項目で請求するけれども、国から入ってくるときには一つのお題目で入ってくるから、仕分けができないという意味ですか。

○市長公室長（川尻芳弘君）

特別交付税については。

○議長（小座野定信君）

はい。5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それから、今の頑張る地方応援プログラムというもの、これも、宮嶋市長の前からも、いろいろ適正管理など、行財政改革も取り組んでおられましたので、私としては、いろいろ国・県と査定する中で、そういった項目ももちろん査定としてあり、そういったものを議会にやはり報告すべき義務があると私は考えております。

また、先ほど来、答弁で、普通交付税と特別交付税の答弁がございます。財政需要ということで、国で、ルールが、各項目、1回目の質問で申し上げたような教育、消防、産業経済等々、あるわけでございますけれども、当市は、自信を持って、この財政需要、十分に交付税を受ける組み立てしているのか否かということで、市長にその責任があるとして、1回目、お尋ねしましたけれども、市長公室財政として、そういったご自信はいかほどお持ちなのか、お尋ねいたします。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

地方交付税と予算編成の違いにあるかと思うんですけども、地方交付税につきましては、先ほど言ったように国の基準がありまして、市町村の場合には、10万人都市を想定し、面積等も決められて、そういった基準で出てくるわけです。

したがって、計算はしていませんけれども、一つ一つ例えば国の基準に基づいて、先ほど古橋議員が言いました消防費であれば、基準は幾らですよ、それよりも当市が、それにお金をかけているか、かけていないかによって、かけ過ぎてしまえば無駄なのか、かけないでもらっていただければ得しているという判断になるかと思えます。

もう一つ、予算編成上の問題ですけども、一般単独事業につきまして、今回、交付税については、支障がないよというふうにご答弁しましたけれども、予算編成上は、当然、一般単独事業で

すので、今までと同じ予算編成をしていたのでは、今までこれだけしかないものの、新規の単独事業が新たに当然出てくれば、どこかの部分に弊害が出てくるのは当然だと思います。

ただ、その当然ではなくて、国庫支出金、県支出金、起債事業とか、1円のを1円で使うのではなくて、1円のを少しでも多くの金額をつけることによって、予算編成が組み立っていくのかなというふうに考えていますので、その辺で、大変、ちょっと該当しないような答弁になってしまいますけれども、その辺を極力心がけて予算編成していきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

もし、せっかく、この中継をごらんになっている人がいたら、地方交付税ばかりの話ではちょっと飽きてしまうかもしれませんので、なるべくこの部分は早く進みたいと思いますので、もう一点ほど確認しておきたいのですが、市長は、先般、消防に関して統廃合を行ってきました。

しかしながら、この先般の東日本大震災において、いろいろ防災無線など、消防費などに盛り込まれて、消防費という科目については、比較的、今年度、前年度においてはついていうふうに察するところなのですが、この市長が、取り組む消防の、消防組織の統廃合、消防団も含めて、こういうものは、今の地方交付税法の中の毎年度、補正係数というものは、いろいろ情勢にあわせて変動していると思うんですけれども、そういう中で、宮嶋市長がこれまで消防の縮小に取り組んできましたけれども、そういったものは、地方交付税の算定において、今回、人件費ということでお尋ねしているのです、人件費ということも含めて、例えば今年度であればどういうふうに算定を受けているのか、ご説明できますか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

ちょっと的を射た答えになるかどうかわからないんですけれども、平成23年度の実際の算定におきまして、消防費用を例にとって説明したいと思います。

標準団体、先ほど言いましたように、人口10万人として交付税のほうは算定になります。その中で常備消防費が、7億4643万7000円が組み込まれております。そのほか、緊急業務費としまして2億5880万1000円、非常備消防費が9758万8,000円、活性化推進事業、新型インフルエンザ対策等住民の安心・安全に係る消防救急体制の強化に関する事業が2007万4000円、合計11億2290万です。内訳は、給与費が9億965万、その他2億1325万となっています。これを10万円で割り返します。そうすると、1万1200円となります。この額が消防費の単位費用というふうになります。それから、測定単位は人口となり、合併算定外の旧霞ヶ浦町の人口1万7896人、補正係数1.434を乗じて、さらに単位費用1万1200円を乗じた金額2億8710万1000円が我が市の基準財政需要額となっています。

また、旧千代田町は、同じように計算していきまして、6億7400万5000円が消防費の基準財政需要額というふうに割り返してきますので、先ほど言ったように、当市がこれにもっとお金をかけているんだとすれば、無駄だというふうな話になってくるのかなというふうに感じます。以上

です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

ごらんになっていただいている市民の皆様には、内輪のような数字の話になってしまって、まちづくりからちょっとそれているように見受けられてしまうかもしれませんので、私、こういう議会の中では、細かい数字というよりも、前年からどういうふうに数字が変動しているのかという、そういう答弁だけでいいんですよ。ほかの議員さんには、中には数字が欲しい方もいらっしゃるかもしれませんが、我々は、流れがこういうふうにあふえているとか減っているとかという、そういうものをつかめばいいので、別に細かい数字は、私は求めません。

私が一番欲しかったのは、宮嶋市長が消防を縮小させているから、この二、三年の形はどう変動しているのかという、そういう説明が欲しかったわけです。多分すぐには出ないでしょうから、また機会がありましたら答弁をしっかりといただきたいと思います。

そして、この職員給与削減に戻りますが、市長が、ブログのほうで、民間との金額差という部分を今回の提案でさらに比較なさっております。本来ならば、その提案の中で審議するところではございますが、私も、通告してきた中で、一部、時間をとらせていただきたいと思います。

その市長のブログで案内している民間の額、これは、いわゆる民間企業さんの役員報酬、さらには経費の中で、比較的その役員の皆さんがお使いになれるような、そういったものも加味した数字なんではないでしょうか。それとも、お察しする中では、ただ単に税務課の統計的な数字である、その中に役員報酬の形が十分加味されていればいいんですが、その点をお尋ねいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私のブログの最近のブログですかね。最新のブログで出させていただいているのは、市の税務課で調べている申告書からのものがございます。民間といわゆるブログの中の市の給与生活者の平均給与額、415万だと思うのですが、あの給与額というのは、かすみがうら職員は平均560万ですが、市民平均でいくと給与生活者は415万ということになっています。その415万の中身は、もちろん市の職員も入っています。市の職員の分も入っていますから、市の職員は560万ですから、その分、平均給与は民間とは違います。さらに、今度いわゆる事業所得者、事業所得者と給与所得者の平均数字が出ています。それが286万です。市の職員の約半額ですが、268万、これは、いわゆる法人の役員とか何かというのは関係がないです。法人の役員であっても、役員報酬で取っているものは、それは給与とみなしていますので、給与のほうの平均に入っているはずでございます。そういうことです。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

であれば、ぜひ、次の議案の質疑の中で、そういった役員の報酬も、時間の限りの中でお調べいただいて、市長がそういう形でご提案なさるのであればお示しいただければというふうに申し

上げます。

それから、当市が前回の臨時会において、私は、市の一般会計の中の人件費だけではなくて、全会計の中の人件費比率で、できることなら県内の44市町村を比較させてくれということで通告したんですが、提出いただかなかったんですが、それは、どうですか、市長はお持ちでないでしょうけれども、執行部として、私に、何かそういうもの、説明できる形はありますか、今回こういう人件費のことでお尋ねしているので。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

総務部長（小貫成一君）

前回の古橋議員さんの中で、一般会計の人件費比率はお示しできたんですが、全会計の人件費比率は、お示しできなかったのは事実でございます。今現在も資料としては持ってございません。以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、再三お会いするたびに、「どうなんだ」というふうに確認しているんですから、次の議案質疑の中で、必ずその数字をつくってください。

それから、この当市の現状の中では、消防士の皆さんの給与の割合、さらには保育士の皆さんの給与の割合も高い。そういったところで、市長が前の市長から引き継いで進められている民間保育所、これは、保育所の保育士の皆さんの意思、そういったものを私は、聞いて歩いたことはありませんけれども、この単価の違いというのものも、今の国の流れからすると、推進してもよろしいかなという方向でもあるんですけれども、今、さくら保育所のほうを民間の方向で進められておりますけれども、今後としては、ほか保育所、どういうふうにお考えになっているか聞きたいんです。

この理由は、先ほど地方交付税の算定の中で確認すればよかったんですが、幼稚園は教育という項目の中に入っておりますけれども、保育所はどういうふうに入っているのかということも、この場をおかりしてお尋ねしたいと思います。ですから、市長が、今後、その人件費を小さくしていきたいという考えの中で、さくら保育所に限らず、ほかの保育所で、保育士の皆さんの処遇は、またいろいろ方法はあるかと思えます。そういうことも含めてどういうふうにお考えになっているのか、それと、地方交付税の算定の中で、保育所がどういう位置づけになっているのか、この2点をお尋ねします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

保育所の民営化であります。保育所の民営化は、順次進めるということで、ずっと行政はそういう方向で動いているわけです。今回、さくら保育所が来年4月からということになっていますが、基本的には新規採用の保育士をずっととめていますね、採用をとめています。正職員のいわゆる保育士で、正職員の身分を持つ者が一定数あるわけですが、その方々が高年齢化して

だんだんやめていきます。ことしも、ことしの3月も相当数やめたわけですが、新規採用していませんから、正職員の保育士はどんどん減っていきますね。最終的には、全部、民営化になりますので、全部、民営化になった時点では、いわゆる正職員の保育士はほとんどゼロに近い状態になる。ただ、全くゼロになるかというのと、そうはいきませんので、その境目のところ、民営化が完了して、その時点でゼロになるかというのと、それは、少しは残ると思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

そのお考えが、長期的なものなのか、市長の政策のように、任期内にできる限り進めるものなのか、どちらなのでしょう。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

基本的には、民営化のほう、いわゆる既定の速度ですか、既定の速度を特別急ピッチにしろという指示はしておりません。ですから、既定方針は、ことしの4月から、さくら保育所は、私の就任したときは、既定方針として、ことしの4月には、もうさくら保育所は民営化になっているはずだったんですが、昨年秋ですか、説明会を開いた中で、もう少し周知徹底を図ったほうがいいのではないかとという市民の方のご意見を踏まえまして、1年延ばした経過がございます。

ですから、急ピッチで進めるという方針を強固に持っているということとはございません。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、市長が重要議案としてごり押しをしていくことと、今、保育所を進めるこの歩幅が、余りにもギャップが違うので、私はちょっと首をかしげてしまうところなんですよね。保育士さんの中には、もう天職だと思って子どもに接することが好きな方も中にはいらっしゃるかもしれません。しかしながら、雇用を守るという点では、同じ市役所の職員ですから、処遇のあり方というのはいろいろあると思います。

私は、そういうことこそ率先して取り組んで、その次に、それでも人件費を考える余地がなければ、その削減とかという方法があると思うんですが、そういうのをもっと積極的に進めると、私は、もうちょっと市長の考えに賛同していい部分もあるかもしれません。この保育所の民営化については、佐藤さんとか、異論がいろいろありますから、これぐらいにしておきまして、私として、今回、この職員給与の削減について、これも議案の中で聞くべきことなのかもしれませんけれども、非常に期間が短いんですよね。その理由は、第一歩としてやって、また率を相談したいということなのかもしれませんけれども、私は、市長が本当にこの消極的な騒ぎを望んでいるのであればまた別ですけども、同じ人間ですから、同じ血が流れているわけですから、もっと前向きな方法というのが、いろいろこの当市の状況においてあると思うんです。

例えば、千代田庁舎の復旧の財源、今回、設計だけということですが、実際には、報告は聞いていませんけれども、財源がないというのが正直なところだと思います。

そこに、やはり当市の職員、我々もそうですけれども、事務所として使わせていただいているのですから、応分の形というのは、協力したいという考え方もあると思うんですよね。ですから、私ならば、これは、職員組合、法定の組合がどうするかどうかはまた別として、例えば2%程度を5億弱、千代田庁舎の復旧に必要であれば、5年とか6年とか、2%ぐらいの数値を基準に、継続して協力してもらえれば、復興・復旧財源として市民の皆さんにも納得いただけると私は思う次第であります。

今これだけ市長が消極的な騒ぎを進めていますから、もう痛み分けしろというような市民の声が大分聞こえております。もう理由は問わず、もう手打ちにしろという、そういうお考えを聞きます。そういった中で、私としてひとつ提案をさせていただくものです。

そして、市長にとって、リコール、もう時間もありませんので、こちらについては、答弁が非常にあいまい不明でした。私は、市長が先導したからには、それ相応の責任というものはあつてしかるべきだというふうに考えております。市長が、この議会にリコールを突きつけながらも、我々は、こういった真摯にまちづくりのためを思って、市民のためを思ってここでただしているわけです。そういった状況の中で、市長が、責任の所在もどこにあるかわからないような答弁をしていてよろしいんですか。私に責任があると言ったってよろしいんじゃないですか。リコールがうまくいくか、住民の皆さんがついてくるか、それは否か、さておいて、最終的には市長の責任ではありませんか。お尋ねいたします。

○議長（小座野定信君）

市長、2点ほどの質問です。1点目は、おわかりでしょうが、職員組合との労使交渉の際に、そういう庁舎の復興財源として使うのであるから、皆さん、協力してくれてはどうかということをお申し立てはどうかというご提案です。それに対する答弁です。

2点目は、リコールに対する最終責任は、どこに、だれにあるのかというご質問です。具体的に、簡単にお答えいただきたいと思えます。

○市長（宮嶋光昭君）

職員組合との交渉ですが、これは過去5回やってきたわけです。このもちろん震災前からやっているわけでありまして、最初は2年程度で、今年度、平成24年度の当初までには10%削減を目指したわけでありまして、そして最初は5%からスタートして、ずっと何回か交渉経過を踏まえて、最終的に3月議会で、7.57ですか、それをやれば10%に達するというので、積み上がっていったものです。

そういう経過の中で、今回、職員組合に、7月20日だったか25日に提示したのが、それをバーゲンセールをやったわけですね、半分にしたと。そういうことで、バーゲンはやったんですが、いまだに回答がもらえないと、そういうことでございます。ですから、もう既に50%のバーゲンはやっていますから、これ以上のバーゲンは、今はないと、それがまず1点。

それと、リコールの責任の所在であります。これは、全国あちこちでこういうことはあるわけですが、だれの責任とか、そういうことではなくて、これは、リコールというのは、法的に認められた市民の、私も市民ですが、市民の権利ですから、それが法的手続にのっとって実現できれば実現する、いわゆる法定数に達しなければ実現できないのであって、実現したから責任がなくなったとか、実現できなかったから責任を問われるとか、そういう問題ではないです。全然、

次元が違います。これは、いわゆる民主主義の一つのルールですから、法的に認められたルールですから、それについて、責任を問われる、だれが、市長がやろうが、あるいは議会主導でやろうが、市民主導であろうが、市長が1人でやってできるわけではなくて、市民が最終的にみんなでやるんですから、私も、今、リコール実行委員会の一員としてやっていますが、そういうことでありますから、私が1人手柄にしろとか、責任をとれとかと言われても、勝ったから、責任、手柄にするつもりも全くありませんし、定数にいかなかったら、じゃ私が責任を問われるということもないと思います。そういうことです。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今の市長の答弁から、市長は、責任は負いたくない、こういう答弁であったろうというふうに私は理解いたしました。

続いて、いろいろリコールについてもっとお尋ねしたいところではありますが、時間もございませんので、最後の質問の地域の活性の意思です。

私は、市長の重要議案よりも、経済・雇用対策、さらには先ほどの栗山さんの質問にもあったとおり、放射能についての対策であります。これから我が市が立ち向かわなければならない、国ばかりを頼りにしてはならない、こういう状況の中で、市長が、これまで付録のようにしか私には見えませんでした。施政方針の中でうたってきた経済対策、先ほどの答弁にもありましたけれども、実際には総合計画の各章の中で、経済産業の予算なんて、本当に微々たる割合なんです。市民の皆さん、医療福祉、職員の給与よりも、やはり皆さんの所得が安定して得られる、雇用の安定、生活保障、経済の活性、こういったものが市民の皆さんには必要だというふうに考える次第なんです。私はこれこそ最重要議案だというふうに思う次第ではありますが、いま一度、今年度、市長は、施政方針にこだわらず、年度途中からも、いろいろなアイデアが、お考えがございましょうから、改めて今後、市民のためにそういった皆さんの雇用の安定、経済の安定のためにどう取り組まれるか、具体的なお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先ほどの答弁でも申しましたが、いわゆる企業の優遇税制とか、そういったものは、もちろん振興策であります。しかし、今、何といても、さっきも栗山議員の一般質問でもありましたように、当市にとって今最大の問題は、放射能が与える市の農産物であるとか水産物、これに対するいわゆる風評被害が大きく影を落としていると。これは、国レベルの円高とか、そういう話になればまた別ですが、当面、この農水産物の農水産業におけるこの問題というのが最大であろうと思います。

これに対しては、やっぱり時宜を得た対応していかないと本当にとんでもないことになる、そういうふうに認識をしております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、そういうべたな答弁は、宮嶋市長、いろいろ動きがいいという中で、非常に期待したんですけれども、がっかりしました。

いろいろスポーツ管理など、ご指摘はさせていただきました。それが本当に地元に住む市民のためになっているのかどうか、いま一度、来年、再来年問わず、長期的にわたって市民が、みんなが丸くおさまるような経済、さらには市長が申し上げるような放射能の対策、放射能対策も、第1次産業に限らず、2次産業、3次産業にも影響があるわけでございます。

2次産業、3次産業は、法人として大きい税金も納めているという立場であります。売り上げにかかわらず固定資産税は同じです。税率は、1次産業の皆さんともまた違った税率を課されているわけです。そういったところも十分精査いただきまして、今後のリコール活動ではなく、かすみがうら市のためにご活躍をお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君の一般質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす6月8日午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後4時29分